

## 災害時における災害応急復旧業務に関する協定

富良野市(以下「甲」という、)と株式会社 橋場ガラス(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、富良野市域内に災害が発生した場合(以下「災害時」という。)に、その災害応急復旧に関して必要な資機材等の確保について、甲が乙に協力を要請する手続を定めるものとする。

(資機材等の範囲)

第2条 甲が乙に協力を要請する資機材等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 窓サッシ
- (2) ドア
- (3) ガラス
- (4) 鍵工事
- (5) その他甲が指定する資機材
- (6) 災害応急復旧に必要な労力

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が富良野市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第4条 災害時において資機材等を必要とするときは、甲は乙に対して次の各号に掲げる事項を明確にした災害応急復旧業務協力要請書(様式第1号)により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、事後に災害応急復旧業務協力要請書を提出するものとする。

- (1) 出動場所
- (2) 災害の状況
- (3) 応急対策業務の内容
- (4) その他必要な事項

(業務の実施報告)

第5条 乙は、甲の要請した災害応急復旧業務を実施したときは、次に掲げる事項を明確にした災害応急復旧業務報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

- (1) 従事期間
- (2) 従事者数
- (3) 使用資機材の種類及び数量
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により乙が資機材等の協力に要した経費については、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 前条に規定する経費は、乙の資機材等活動実績に基づき作成した請求書等により請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があったときは、富良野市の規定に基づき速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する価格は、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報の提供)

第10条 乙は、災害応急復旧業務活動中に覚知した被害状況等の情報を積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、必要な細部手続き及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年6月28日

甲 富良野市長 北 猛俊

乙 株式会社 橋場ガラス  
代表取締役社長 橋場 和之